



—平成21年—

「秋の火災予防運動」

「消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子」

(全国統一標語)

この運動は火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ財産の損失を防ぐことを目的としています。

【実施期間】

11月9日(月)から11月15日(日)までの1週間

【重点目標】

- ① 住宅防火対策及び放火火災予防対策の推進
- ② 地域における防火安全体制の充実
- ③ 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

【主な行事】

- ① 事業所等の自衛消防訓練
- ② 事業所等への査察
- ③ 消防ふれあい広場(11月19日、20日)

※大切な命を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

命を守る7つのポイント

【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器などを設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

消防本部 予防課 ☎ 974-0363

うるま市民無料相談所の開設

◆市民無料法律相談

うるま市顧問弁護士：ゆあ法律事務所 宮國英男弁護士

【とき】毎月第2木曜日 午後2時～午後4時

【ところ】石川庁舎(1階市民相談室)

【受付】市民ロビー 午後1時受付開始

【とき】毎月第4木曜日 午後2時～午後4時

【ところ】本庁(1階市民相談室)

【受付】2階市民生活課 午後1時受付開始

※先着8名

午後1時から受付カードを配布しますが、法律相談は先着8名までとなっておりますので、お早めにご来庁ください。窓口が大変込み合い相談を受けることが出来ない場合がありますので予めご了承ください。

◆人権・行政合同相談所

【とき】11月19日(木) 午前10時～午後4時

【ところ】石川庁舎 1階市民相談室(行政)

2階会議室(人権)

◆消費者相談

【とき】毎週水曜日 午前10時～午後4時

【ところ】市役所本庁1階 市民相談室

【人権相談】

近隣のトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰など人権問題でお困りの方。

【行政相談】

国の行政や特殊法人についての苦情や意見・要望を受け付けます。

【消費者相談】

マルチ商法やS F商法(沖縄では「ハイハイ学校」)などの悪質商法、架空請求や金融問題(多重債務)等に対するトラブル等について消費生活専門員が対応します。市民の皆さん一人で悩まず相談してください。

※相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

連絡先：市民生活課 ☎ 973-5487